

中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

人口減少の克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月 28 日施行）に基づき、区におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「総合戦略」という。）として、パブリック・コメント手続を経て「中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したので、報告する。

1 構成

- 第 1 章 基本的な考え方
- 第 2 章 人口動向分析、将来展望
- 第 3 章 まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 参考資料 用語の意味

2 内容等

（１）国の総合戦略との関係

区における総合戦略の策定にあたっては、国が策定した総合戦略の基本的な考え方及び政策の企画・実行にあたっての基本方針や施策の方向を勘案し、中野の実情に応じた内容とする。

また、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に示された、「東京圏への国際都市としての発展」、「地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし日本全体をけん引する『プラスサム』をめざす」といった将来の方向を反映する。

（２）計画期間

計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 6 年間とする。

（３）人口の将来展望

区における人口動向の分析等に基づく、人口の将来展望を踏まえたものとする。

（４）基本の方針

- 少子化を克服し、将来の人口減少の緩和を図る。
- 超高齢社会、人口減少局面においても地域社会・地域経済の力を高め、持続可能で豊かなまちを形成する。

（５）基本目標

- 安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する。
- すべての人が社会に参加し、支えあう、全員参加型社会を構築し、地域社会の力を高める。
- グローバルな展開を視野に入れたビジネスの活性化や、都市観光を推進し、中野

のまちの都市の魅力を向上させ、地域経済の力を高める。

- 地方と都市の連携強化により、相互発展を図る。

(6) 施策設定と政策検証

基本目標を達成するために講ずるべき施策及び取組を定め、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定する。

政策検証にあたっては、区政運営のPDCAサイクルと同様に、外部の評価委員等の評価による効果検証を行う。

3 まち・ひと・しごと・創生総合戦略

別添のとおり

4 パブリック・コメント手続の実施結果

(1) 意見募集期間

平成28年2月5日（金）から平成28年2月26日（金）まで

(2) 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
窓口	0人

(3) 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

基本目標Ⅰ「安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する」について（1項目）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	施策アの取組①「切れ目ない一貫した相談・支援体制の整備」について、以前より良くなり賛同する。産後は1か月までは個別訪問があったが、その後は情報をインターネットや本を頼りに集めるなど、とても孤独で大変であった。 産後ケア、産前・産後サポート事業にさらに力をいれてほしい。	基本目標に掲げる「安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する」ためには、一貫した切れ目のない相談支援体制の整備が重要である。 妊娠・出産・育児と切れ目のない子育て支援をさらに充実していく考えである。

(4) 提出された意見により変更した箇所

なし

中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年（2016年）3月



中野区

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の考え方	1
2 総合戦略の基本方針・基本目標	2
第2章 人口動向分析、将来展望	4
1 人口の動向分析	4
2 将来展望	9
第3章 まち・ひと・しごと創生総合戦略	11
1 基本目標Ⅰ	12
安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する	
2 基本目標Ⅱ	17
すべての人が社会に参加し、支えあう、全員参加型社会を構築し、地域社会の力を高める	
3 基本目標Ⅲ	22
グローバルな展開を視野に入れたビジネスの活性化や、都市観光を推進し、中野のまちの都市の魅力を向上させ、地域経済の力を高める	
4 基本目標Ⅳ	27
地方と都市の連携強化により、相互発展を図る	
参考資料 用語の意味	29

第 1 章 基本的な考え方

1 策定の考え方

人口減少の克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的とする、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、区におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「総合戦略」という。）として、「中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を以下の考え方に基づき策定します。

（１）国の総合戦略との関係

総合戦略の策定にあたっては、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方及び政策の企画・実行にあたっての基本方針や施策の方向を勘案し、中野の実情に応じた内容とします。

また、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に示された、「東京圏への国際都市としての発展」、「地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし日本全体をけん引する『プラスサム』をめざす」といった将来の方向を反映します。

≪「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方≫

- 人口減少と地域経済縮小の克服
 - ・「東京一極集中」を是正する。
 - ・若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
 - ・地域の特性に即して地域課題を克服する。
- まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

≪政策の企画・実行にあたっての基本方針、施策の方向≫

- 政策 5 原則
 - 自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視、に基づく施策展開
- 国と地方の取組体制と PDCA の整備
 - 5 か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI）で検証・改善する仕組みを確立。
- 施策の方向
 - ・地方における安定した雇用を創出する
 - ・地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2) 計画期間

計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 6 年間とします。

(3) 人口の将来展望

区における人口動向の分析等に基づく人口の将来展望を踏まえたものとします。

(4) 中野区基本構想及び新しい中野をつくる 10 か年計画との関係性

区は、区政運営の最も基本的な指針として、区民すべての共通目標である将来像を描く中野区基本構想（以下「基本構想」という。）及び、基本構想に描く「10 年後に実現するまちの姿」を実現するために区が取り組むべき方策を明らかにする新しい中野をつくる 10 か年計画を策定します。総合戦略はこれらと整合性を図るものとします。

2 総合戦略の基本方針・基本目標

日本は人口減少の局面を迎えています。中野区は現段階では人口増加の傾向がありますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には生産年齢人口を中心に人口が減少し、社会保障費の負担増や経済力や地域の力への影響が懸念されます。こうした状況を踏まえて、以下の基本方針と基本目標を掲げます。

(1) 基本の方針

- 少子化を克服し、将来の人口減少の緩和を図る。
- 超高齢社会*、人口減少局面においても地域社会・地域経済の力を高め、持続可能で豊かなまちを形成する。

(2) 基本目標

- 安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する。
- すべての人が社会に参加し、支えあう、全員参加型社会を構築し、地域社会の力を高める。
- グローバルな展開を視野に入れたビジネスの活性化や、都市観光を推進し、中野のまちの都市の魅力を向上させ、地域経済の力を高める。
- 地方と都市の連携強化により、相互発展を図る。

（３）施策設定と政策検証

基本目標を達成するために講ずるべき施策及び取組を定め、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI））を設定します。

政策検証にあたっては、区政運営の PDCA サイクルと同様に外部の評価委員等の評価による効果検証を行っていきます。

第2章 人口の動向分析、将来展望

1 人口の動向分析

日本の人口は減少局面を迎えていますが、中野区は人口増加の傾向があります。特に、2014年以降は増加傾向が顕著です。増加の主な要因は若年層を中心とする転入超過によるものです。

最も人数の多い年齢層は30歳～34歳となっており、若年層が多く暮らしている一方で、総人口に対する年少人口の割合や合計特殊出生率*は低い状況となっています。

(総人口)

住民基本台帳で近年の動向を分析すると、総人口は、2005年～2010年では、東京都特別区部全体で前年度比年平均0.9%増の中、中野区は0.2%の伸びでした。

2014年、2015年では、0.8%～0.9%増となっており、特別区部全体と同様の値となり、増加傾向が顕著になっています。(【表1】)

【表1】総人口推移

(人)

		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
中 野 区	総人口	311,747	311,207	310,198	311,256	313,665	316,625
	(内外国人)	12,185	12,636	11,418	10,610	10,949	12,283
	前年比増減率		-0.2%	-0.3%	0.3%	0.8%	0.9%
	過去5年平均	0.2%					
区 部	総人口	8,851,384	8,895,198	8,914,676	8,951,575	9,016,342	9,102,598
	(内外国人)	348,857	353,219	339,448	327,266	330,586	350,863
	前年比増減率		0.5%	0.2%	0.4%	0.7%	1.0%
	過去5年平均	0.9%					

(住民基本台帳等より作成 (各年1月1日))

(年齢別人口)

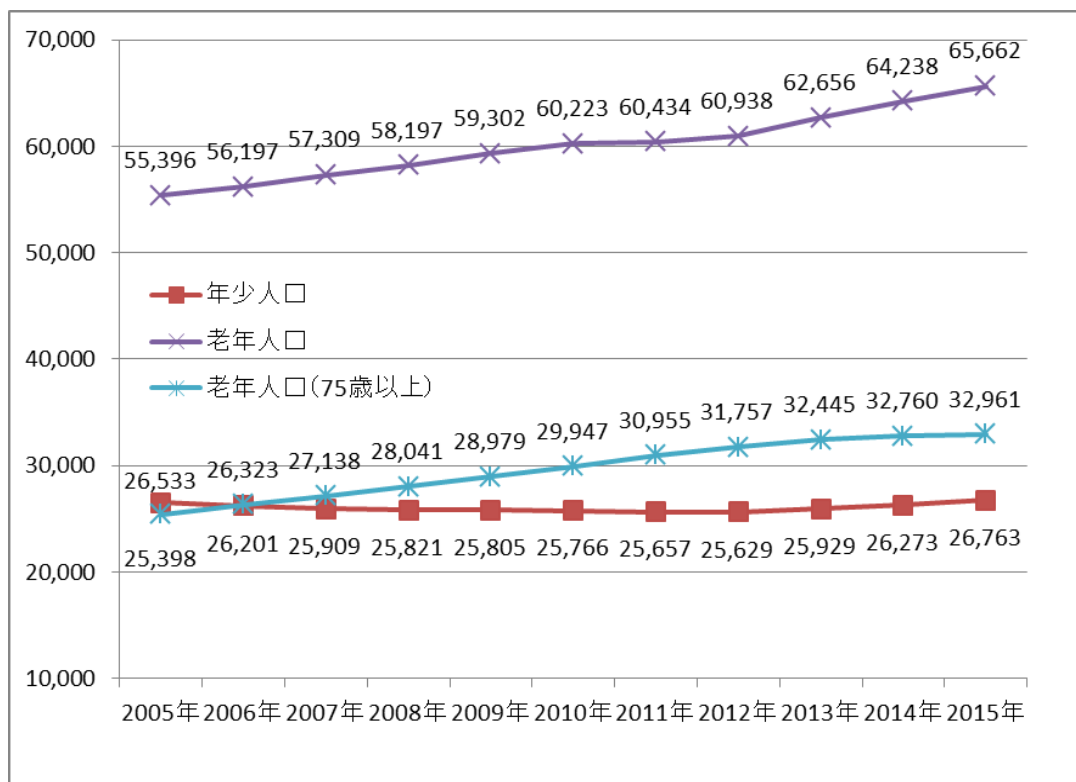
年齢3区分人口では、年少人口(0歳～14歳)は1970年代以降減少を続けていましたが、近年は減少傾向が緩やかとなり、2013年以降は微増となっています。(【図1】)

老年人口(65歳以上)は一貫して増加しており、特に75歳以上の占める割合は、2005年に45.8%だったものが2015年には50.2%と高くなってきています。(【図1】)

生産年齢人口(15歳～64歳)は年少人口と同様に1970年代以降減少を続けていましたが、近年は減少傾向が緩やかとなっています。(【図2】)

【図1】年齢3区分人口推移（年少人口・老年人口）

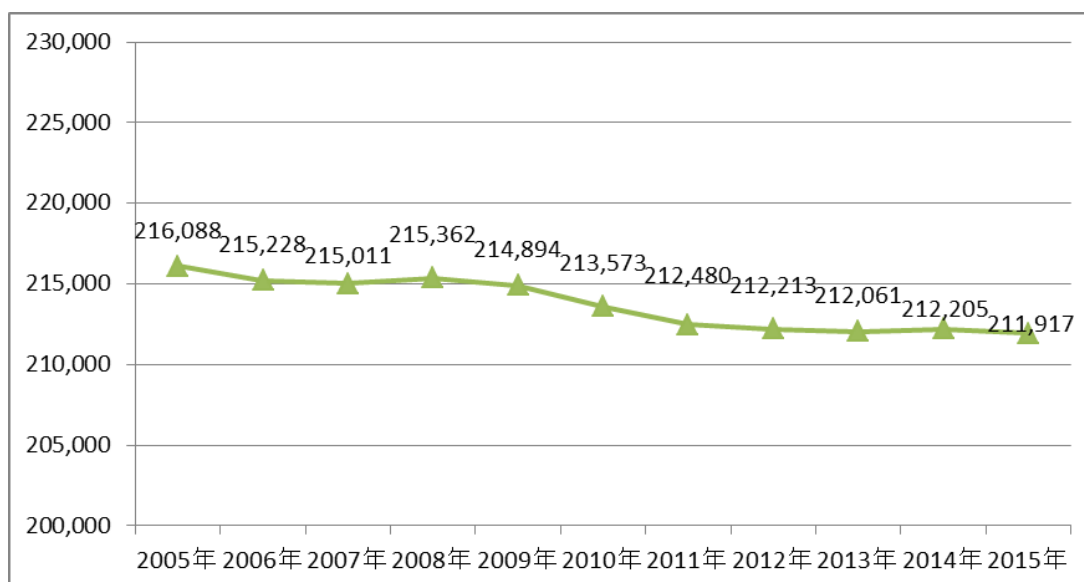
(人)



(住民基本台帳より作成（各年1月1日（日本人））)

【図2】年齢3区分人口推移（生産年齢人口）

(人)

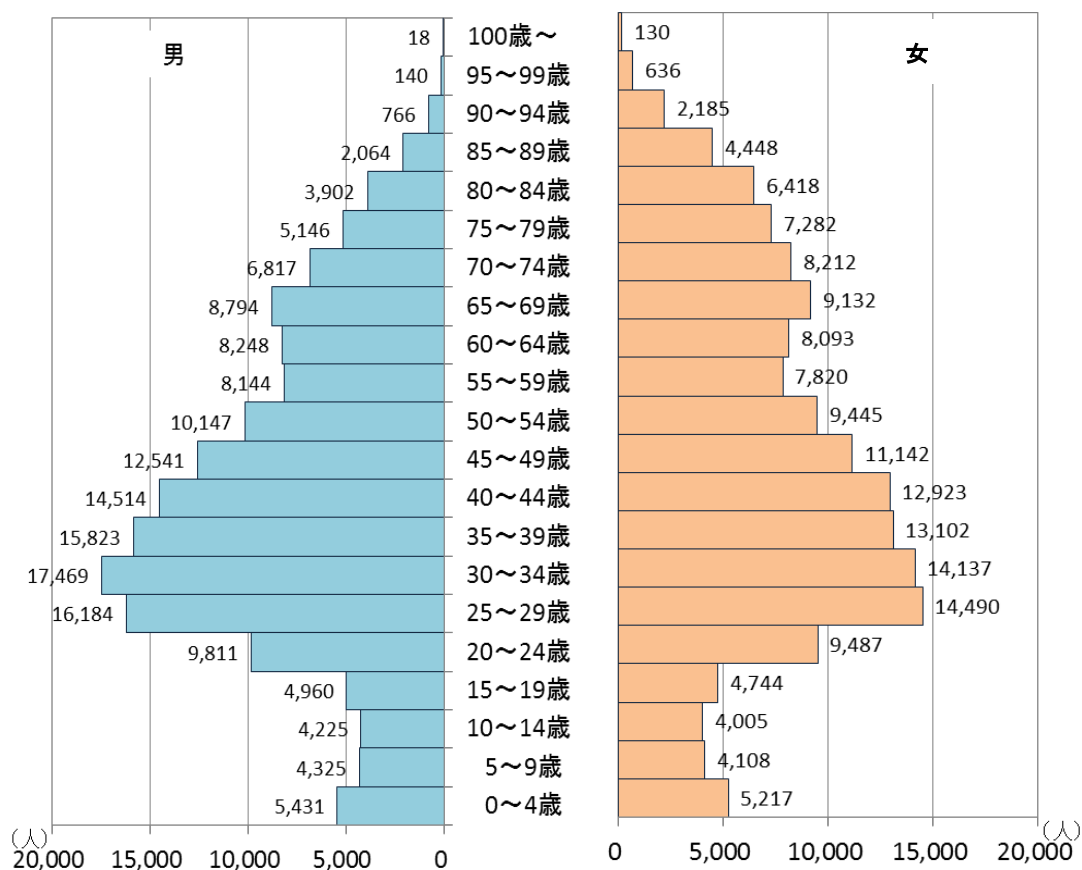


(住民基本台帳より作成（各年1月1日（日本人））)

現在、最も人数の多い年齢層は、男性では30歳～34歳、女性では25歳～29歳となっています。（【図3】）

また、年少人口の割合は8.6%であり、特別区部全体の数値11.3%を下回り、最も低い値となっています。

【図3】年齢別人口ピラミッド



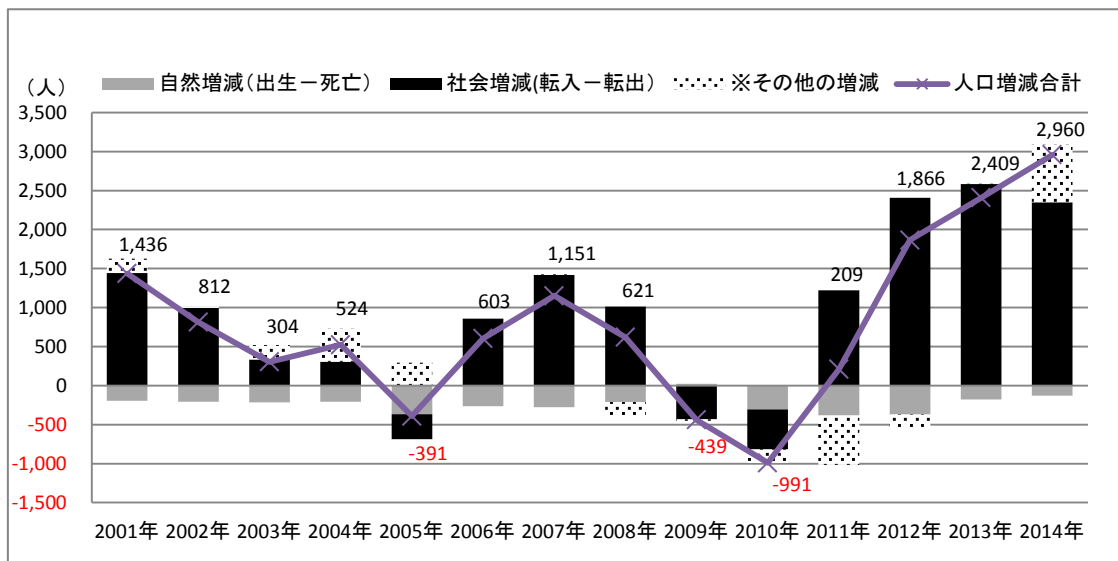
（住民基本台帳より作成（2015年1月1日））

(人口移動)

人口増の主な要因は転入増によるものです。(【図4】)

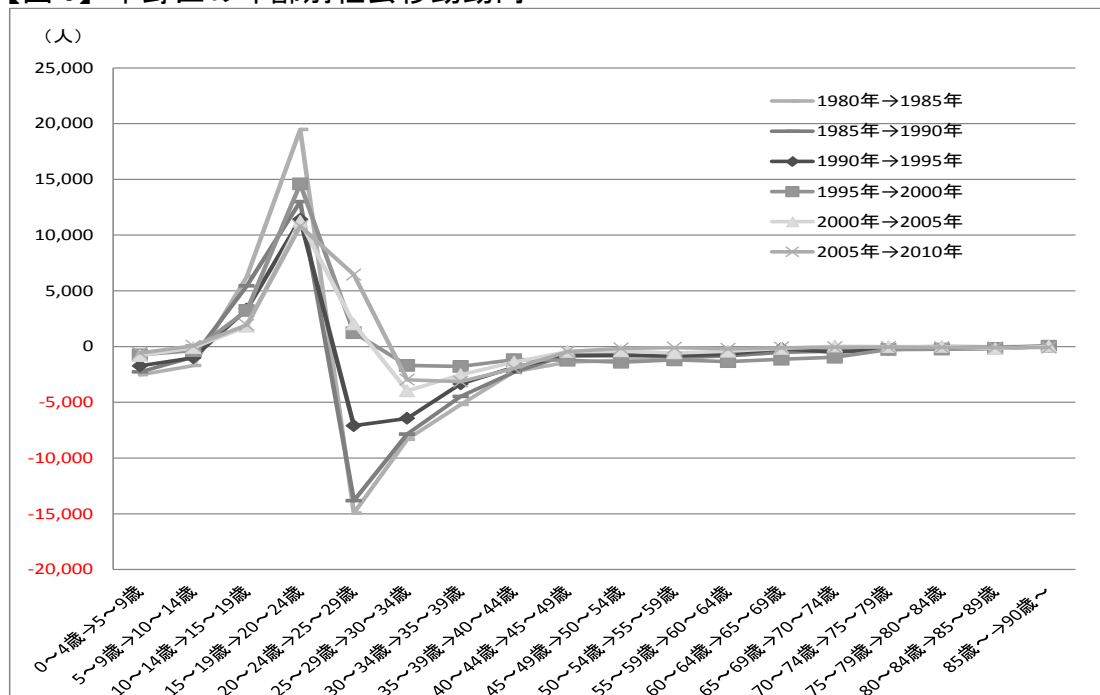
転入超過の最も多い年齢層は、15歳～19歳→20歳～24歳、一方、転出超過は25歳～29歳→30～34歳が中心となっています。推移としては、転出・転入超過数が収束する傾向があるとともに、転出超過のピークの年齢が20歳～24歳→25歳～29歳から25歳～29歳→30歳～34歳へ上昇しています。(【図5】)

【図4】中野区の人口増減（対前年）の推移



(住民基本台帳より作成)

【図5】中野区の年齢別社会移動動向

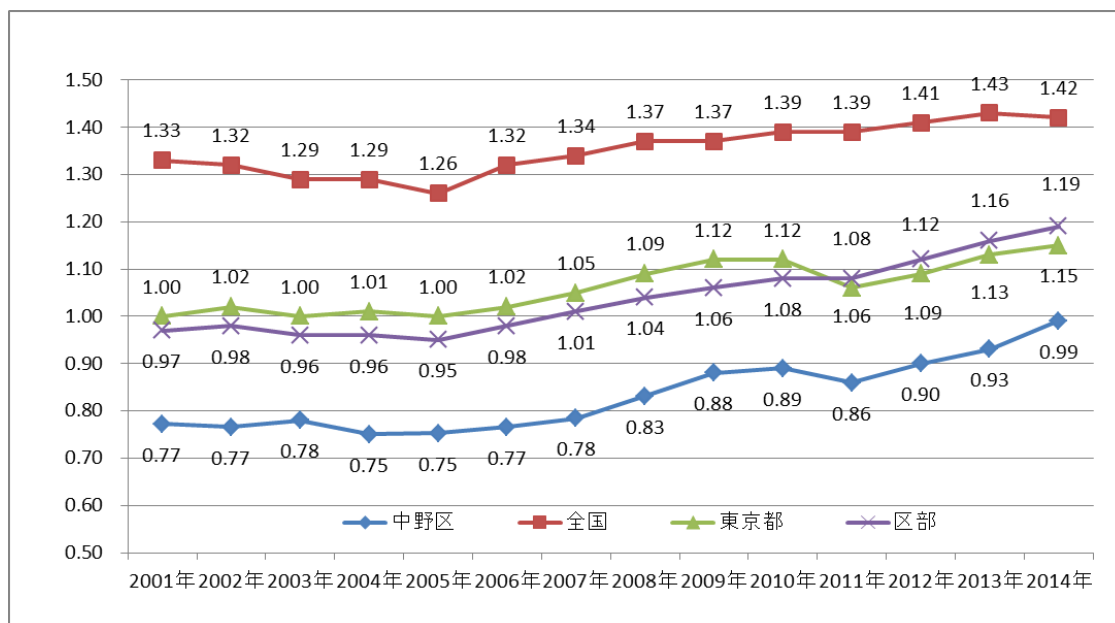


(国勢調査(総務省)等により作成)

(合計特殊出生率*)

合計特殊出生率*は、全国、東京都、特別区と比較して依然低い値ですが、近年上昇傾向があり、全国の値に対する中野区の比率が上昇し、全国の値に近づいています。(【図6】)

【図6】 合計特殊出生率*の推移



(東京都人口動態統計より作成)

2 将来展望

(基本推計)

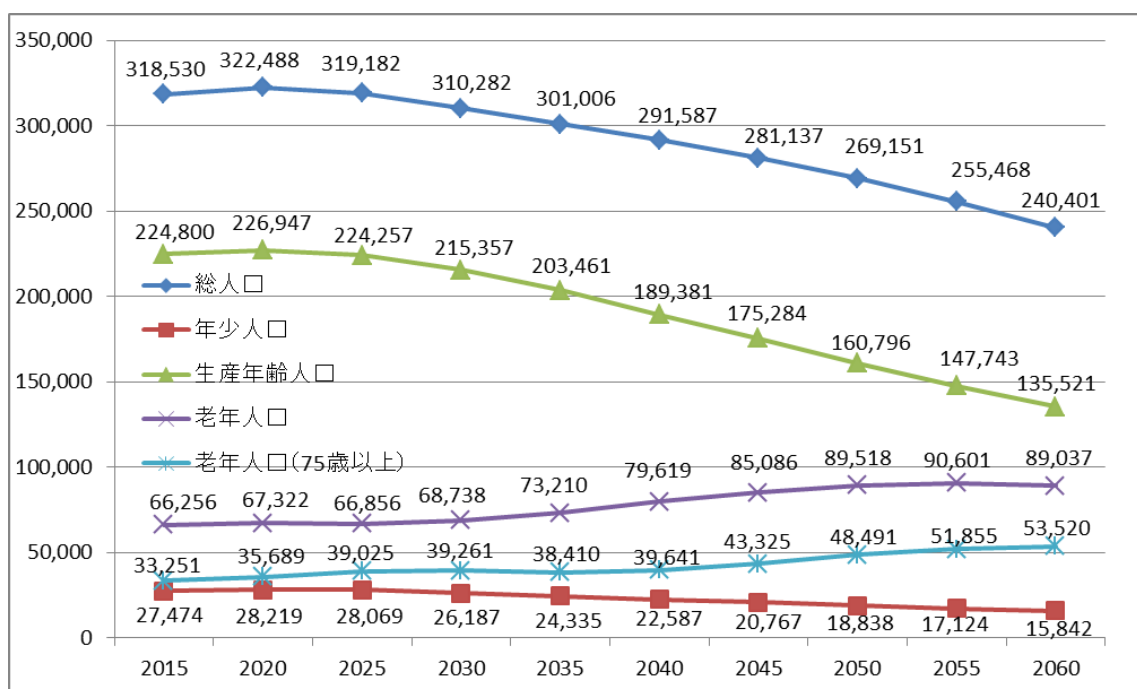
中野区における近年の人口増等の傾向、国の全国・地域別推計の動向を踏まえたものを基本推計としています。

この推計では、2020年までは直近の人口増の傾向を反映する一方、中野区の人口は社会移動による影響が大きいことから、2020年以降は全国的な移動の縮小傾向を反映しています。

合計特殊出生率*は、2014年の合計特殊出生率* (0.99) を基本とし、2025年まで微減、以降横ばいという全国推計の動向を踏まえています。

【図7】基本推計

(人)



（区がめざす将来推計）

将来の少子化・人口減少をできる限りくいとめ、超高齢社会*、人口減少の局面においても、地域社会・地域経済の縮小を回避し、持続可能な地域社会を形成する基盤をつくるため、次の前提で区がめざす将来推計を行います。この将来推計の維持に向け施策を充実していきます。

人口移動に関しては、子どもを産む世代の定着を図ることをめざします。

合計特殊出生率*に関しては、中野区は全国等と比較して依然低い値ですが、近年は上昇傾向にあり、この傾向を継続させていくことを目標とします。

【合計特殊出生率*目標】

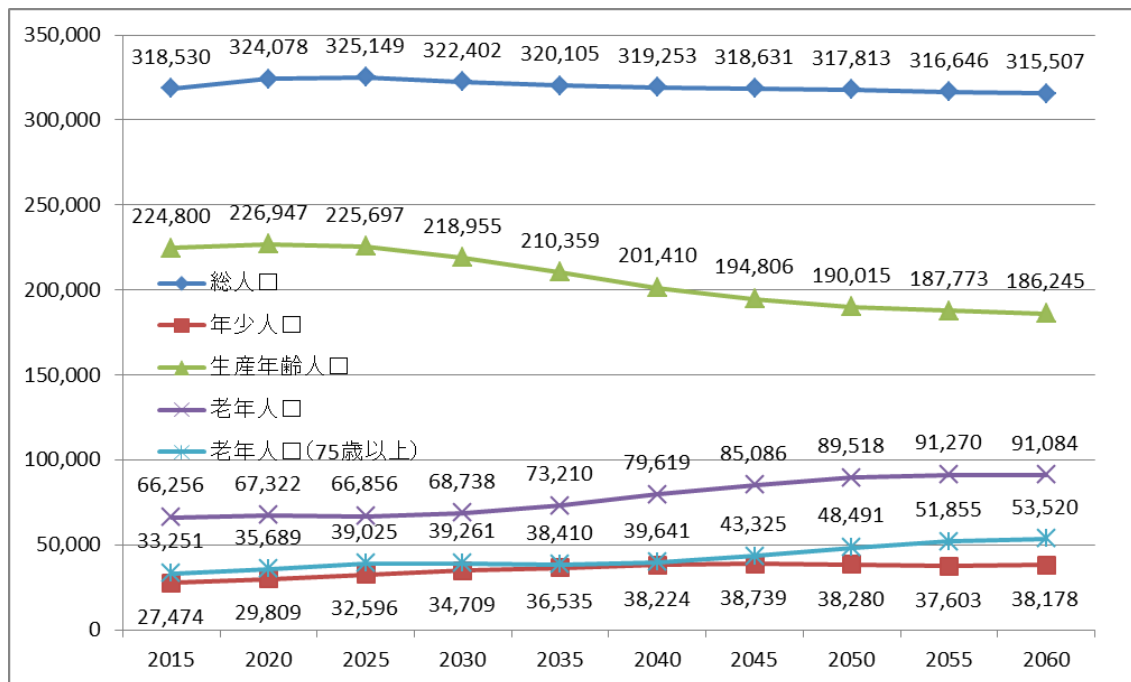
（2014年実績）0.99

⇒（2020年）1.12 ⇒（2030年）1.38 ⇒（2040年）1.65

※前年比2%ずつ上昇

【図8】区がめざす将来推計

（人）



第3章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

【基本目標と施策】

基本目標	施策
I 安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する	ア 一貫した切れ目のない相談支援体制の整備 イ 子どもの育ちを支える地域づくり・サービスの充実 ウ 仕事と生活の調和の推進 エ ライフステージ*やスタイル*に応じた多様な住宅の誘導
II すべての人が社会に参加し、支えあう、全員参加型社会を構築し、地域社会の力を高める	ア 社会参加、雇用・就労支援の推進 イ 地域活動へとつながる学びの推進 ウ 地域活動、見守り・支えあい推進
III グローバルな展開を視野に入れたビジネスの活性化や、都市観光を推進し、中野のまちの都市の魅力を向上させ、地域経済の力を高める	ア 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点 イ 都市観光推進 ウ 暮らしと交流の中心となる商店街振興 エ グローバルなビジネスや活動の形成 オ 重点産業の振興と地域産業の活性化
IV 地方と都市の連携強化により、相互発展を図る	ア 交流事業、新しい暮らし方の推進

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み、育て、住み続けられる環境をつくり、少子化を克服する

基本的方向

- 妊娠から一貫した切れ目のない子育てケア体制を整備します。
- 仕事と生活の調和を推進します。
- ライフステージ*やスタイル*に応じた多様な住宅を誘導します。

施策ア 一貫した切れ目ない相談支援体制の整備

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
合計特殊出生率*	0.99 (平成26年(2014年))	1.12
子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	23% (平成26年度(2014年度))	20%
大きな戸惑いを感じることなく子育てをしている保護者の割合	87.2% (平成27年度(2015年度))	93%

取組① 切れ目ない一貫した相談・支援体制の整備

すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、妊娠・出産期の母子に対する心身のケア、助産師・地域の子育て経験者等による相談支援を実施します。

妊娠期には面接を通じて出産や産後の相談、個別の支援プラン作成や支援を実施します。産後は戸別訪問の実施に加え、ハイリスク・要支援の場合には更に面接により育児や健康面の相談、子育て支援サービスの紹介等を行います。その後の健診の機会や利用している保育施設などで、養育上支援が必要と把握された家庭へは、訪問等により相談、必要な支援の紹介を行っていきます。

ホームページや区報、情報通信技術(ICT)の進歩に合わせた様々な情報媒体を活用し、妊娠中から出産に向けてのアドバイスや、子どもの年齢に応じた適切な子育て支援情報を提供できる体制を構築し、妊娠期からの情報を一元的に集約することでコーディネート機能を強化し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつないでいきます。

取組② 子どもの健康増進の支援

乳幼児健康診査事業を充実するとともに、かかりつけ医の推進を図ります。身近な相談先を確保し、子どもたちの生育や発達状況の把握や課題の早期発見を図っていきます。また、すこやか福祉センターは関係機関と連携しながら、一人ひとりの子どもを支援していきます。

とりの子どもの生育に関わる情報を共有し、健康診査結果の活用や予防接種、正しい食生活の学びを通じ、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行います。

幼児期からの活発な運動を促し、身体づくりとともに運動機能の維持・向上を図り、規則正しい健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたる健康づくりの基盤を築く支援を行います。また、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

取組③ 虐待の未然防止と支援体制の充実等

産後ケア、産前・産後サポート事業を実施するとともに、子育て専門相談とグループ支援を強化し、産前からの育児不安を抱える母親に対する妊娠期からの切れ目ない支援により育児不安解消を図っていきます。

こんにちは赤ちゃん訪問、乳児健診におけるメンタルアンケート等を活用するほか、区や、保育園、学校、児童相談所、警察等の関係機関から構成される要保護児童対策地域協議会*の連携を強化し、支援が必要な児童や家庭の状況を早期に把握し、個別の状況に応じて必要な支援を早期に実施することで、虐待防止につなげていきます。

さらに、虐待防止について、区民の理解を深め、意識を高めるための啓発を行います。

また、発達の課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実、児童相談・支援体制の充実・強化もあわせて行っていきます。

施策イ 子どもの育ちを支える地域づくり・サービスの充実

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
子育ての自主的な取組や地域の育成活動などに参加した大人の人数	15,799人 (平成26年度(2014年度))	18,000人
地域の育成活動に参加した子どもの人数	23,030人 (平成26年度(2014年度))	24,000人
保育施設における在園児保護者の満足度	95% (平成26年度(2014年度))	100%

取組① 地域の子育てコミュニティの拠点づくり

すこやか福祉センターは、地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業*を充実していきます。また、講座などを実施して子育て中の親に学びの場を提供していきます。

子育てひろば*を、子育てしている保護者の孤立感や不安解消のため、乳幼児親子が交流し、相談を受けることができる場として、身近な場所である商店街など

を活用して増やします。

地域で乳幼児親子の交流事業を行っている団体間の情報共有など育成者の連携によって、地域の子育て支援ネットワークの強化を図ります。

取組② 地域の育成活動等の充実と育成者支援

地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介することなどにより、新たな人材の育成につなげていきます。

地域で子育て支援活動を行う団体等に対し、研修・講演会等の実施による人材育成や広報活動への支援を充実します。地区懇談会の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して協議や取組を行っていきます。

キッズ・プラザを全小学校内に整備するとともに、学童クラブを適正配置し、放課後の子どもたちの安心安全な活動拠点を整備します。

中高生の社会参加の支援については、地域とのつながりや社会貢献に向けた事業を、民間等を活用しながら実施していきます。

取組③ 子育て支援の充実による負担の軽減

子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた病児・病後児保育事業、一時預かり事業*、子育て短期支援事業*、利用者支援事業*等の実施により子育て支援の充実に図るとともに、保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を実施します。さらに多子世帯への補助や子育て支援を充実することで、子育ての一層の負担軽減を図ります。

また、被虐待や養育支援家庭児童に対する相談機能の充実や障害児通所施設等との連携による対応の強化を図るほか、保育施設における子育て家庭への支援の拡充を図ります。

取組④ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が様々なサービスを活用して安心・安全に自立した生活を営み、子どもが健全に成長できるよう支援します。

ホームヘルプサービス事業による日常生活の支援、自立支援給付金事業等による就労支援、母子生活支援施設における母子家庭自立支援及び子どもショートステイ事業等による養育支援を行います。

取組⑤ ライフスタイル*に応じた保育の拡充

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズにあわせて、適切な整備を進めていきます。また、認可外保育施設が、認可保育施設へ転換する場合に必要な支援を行い、保育サービスの供給を増やしていくとともに、施設に対する指導検査により、質の確保を図ります。

認定こども園*の整備や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業（幼稚園型）*を進めることで、様々なライフスタイル*の家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします。

取組⑥ 幼児教育の充実

職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実を図ります。

さらに、保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小の連携を基盤に、多様な保育施設・事業との連携を進めます。

施策ウ 仕事と生活の調和の推進

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	15.7% (平成27年度(2015年度))	30%

取組① 男女共同参画の推進

男女共同参画の考え方について、区民や民間企業の理解を深め、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で、共同して作り上げる社会をめざします。また、配偶者等に対する暴力防止など人権尊重の取組を行います。

女性の視点からの避難所運営講座など、身近な課題をテーマとして具体的に対応を考える機会をつくり、理解の醸成を進めます。

また、男女共同参画基本計画の改定、事業主行動計画策定を推進します。

施策エ ライフステージ*やスタイル*に応じた多様な住宅の誘導

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
都市居住型誘導居住面積水準*以上の住宅の割合	22.4% (平成25年度(2013年度))	27%
住みやすさの満足度	89.6% (平成27年度(2015年度))	92%

取組① ライフステージ*に応じた住まい・住み替えに関する総合相談等

住まい・住み替えに関する総合相談について、不動産団体だけではなく、金融機関や福祉事業者等とも連携した総合的な相談として拡充するとともに、民間のノウハウを活用した、住宅に関する総合的な相談窓口の設置及び住宅相談アドバイザー等の人材養成を図ることで、相談業務の充実を図っていきます。

また、マンションの適正管理・建替え・耐震化及び流通等の課題に対応するために、民間の各団体で行っているセミナー等の後援、広報等の支援を行います。

また、建替え等による耐震化支援事業を推進していきます。

取組② 多様で質の高い住宅の誘導等

中野区への定住促進を踏まえ、子育て世帯、高齢者等が安心して居住できる住宅を整備していくため、区有地も含め、大規模敷地の開発については、指導・助言等を行い、適切な土地の利活用を誘導していきます。

また、今後の高齢化の進展を踏まえ、在宅介護、安心感の提供の観点から、都営住宅、公社住宅等の大規模団地の建替えの際の要望、区営住宅への複合施設としての併設や国や都の補助制度を活用して住宅を整備する民間の活力を活用し、サービス付き高齢者向け住宅*の誘導に努めていきます。

取組③ 住宅ストックの活用

区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション*等の様々な手法の周知や事業者への働きかけを行います。

また、高齢者の特性に配慮した、入居を拒まない住宅として「東京シニア円滑入居賃貸住宅*」の登録や、入居を拒まない不動産店を、不動産団体との協力により増やすとともに、高齢者の入居に対する不動産店や貸主の理解を促進するため、新たな保証制度の構築を図ります。

取組④ 空き家等の利活用等総合的な対策の推進

区内の空き家等については、重要な住宅資源としてとらえ、子育て世帯等の定住促進、高齢者等のサービス付住宅等への住み替え促進・資産活用を視野に、積極的な利活用を図っていきます。

また、倒壊等の危険や衛生面等の課題のある空き家（特定空き家等）については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等への措置・対応を行い、良好な住環境の確保に努めます。同時に、住環境の上で望ましくない空き家とならないよう、所有者等による適正な管理を促進していきます。

基本目標Ⅱ すべての人が社会に参加し、支えあう、全員参加型社会を構築し、地域社会の力を高める

基本的方向

- 誰もが社会に参加できる基盤整備、雇用・就労支援を進めます。
- 地域活動へとつながる学びの機会を充実します。
- 地域活動、地域の見守り・支えあいを推進します。

施策ア 社会参加、雇用・就労支援の推進

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
歩道のバリアフリー化率	42.3% (平成26年度(2014年度))	52.5%
外出する時に特に困ることはないとする障害者の割合	51% (平成26年度(2014年度))	57%
区政情報や地域情報について、知りたいときに情報が入手できていると感じる区民の割合	34.4% (平成27年度(2015年度))	65%
前期高齢者(65～74歳)の就業率	33.7% (平成22年度(2010年度))	36%
年金・手当以外の一般就労*による定期的な収入のある障害者の割合	22.6% (平成26年度(2014年度))	30%
女性の就労率	53.1% (平成22年度(2010年度))	56%

取組① 駅周辺道路などのバリアフリー整備

中野区バリアフリー基本構想に基づき、区内7つの重点整備地区(新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮)について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら、駅舎等のバリアフリー化を進めていきます。

重点整備地区以外でも、歩道の段差・急傾斜・急勾配の解消や階段・坂道への手摺り設置などを進めていきます。

また、既存のマウンドアップ型の歩道をセミフラット型の歩道に改修し、新設・拡幅などの道路についてもセミフラット型の歩道の整備を推進します。

取組② 情報発信のユニバーサルデザイン*

あらゆる人が等しく情報を入手し、区政に参加することができるよう、ユニバーサルデザイン*ガイドラインを策定し、区報、ホームページや必要に応じて発行する刊行物など区が発信するすべての媒体は、ユニバーサルデザイン*に配慮した情報とします。

取組③ 障害者の社会参加促進支援

ユニバーサルデザイン*を意識したまちをめざし、社会参加のための外出支援、意思疎通支援*などのサービスを推進していきます。

また、区民等に対して、障害者への接し方や手助けの方法などを周知する取組とともに、障害のない人も同じように参加のできる交流イベント等を開催し、地域における障害者への理解促進を図っていきます。

取組④ 障害者の就労支援と障害者就労施設の機能強化

障害者の働く場の開拓を進めるとともに、障害者を雇用する企業の紹介や支援を行うことで、働きやすい職場の確保を進めていきます。障害者雇用を進める区内企業が、区民に広く認知される取組を図るとともに、働く障害者に対する区民の理解が進むよう啓発を行っていきます。

また、働きたいと考える障害者のニーズを把握し、特性に応じた必要な能力を身に付けることができるよう支援していきます。外出等が困難な障害者が働くことにより経済的自立が図られるよう、在宅就業等に対する支援を推進していきます。就労移行支援事業所をはじめ障害者就労施設からの就労を促進するため、就労支援センターが核となり、円滑な就労が促進される仕組みを整備します。

さらに、障害者就労施設においては、個々の障害特性に応じた受注向上や施設の生産技術向上と受注体制強化を図っていきます。自主生産品の販路拡充に向けて、商店街や民間施設、情報通信技術（ICT）の活用等に向けた取組を推進していきます。施設間ネットワーク連携を促進し、施設間で仕事のシェアができる体制を支援する取組を進めていきます。

取組⑤ 雇用・就労支援の推進

就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができ、区内の多様な事業所が、優秀な人材を確保して事業を活性化できるよう、ハローワークなどと連携して支援を拡充していきます。

また、専門的な知識やスキルなどを有する高齢者が就労や起業することを、民間事業者等と連携して支援していきます。シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境を整えていきます。

さらに、留学生の就職や起業を産学公金の連携*によりサポートしていきます。

産学公金連携*による、結婚・出産などを機に離職した女性など、潜在的な人材の再就職に向けた支援を行います。

施策イ 地域活動へとつながる学びの推進

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成 32 年度(2020))
まな VIVA ネット*による 団体活動情報等の発信件 数	807 件 (平成 26 年度(2014 年度))	900 件
なかの生涯学習大学を卒 業後、地域活動に参加した ことのある人の割合	80.5% (平成 26 年度(2014 年度))	85%
図書館は学びや課題解決 に役立っていると感じて いる利用者の割合	—	90%

取組① 生涯学習の活動の促進

区民の誰もがその生涯にわたって、社会貢献するための学習の機会や場を持てるよう、区内の大学、専門学校、民間企業、NPO 等と連携します。また、既存の大学の生涯学習講座とも連携した啓発等を行っていきます。

また、生涯学習大学卒業者等が、そのスキルを活かし、町会・自治会活動、ボランティア活動等に気軽に参加できるよう、学習内容や具体的な活動への導入の仕組みを拡充していきます。

地域で活動するグループの生涯学習情報への登録促進と活動発表の場の確保を支援していきます。

また、地域団体の活動場所となり得る場の情報提供や利用促進を行い、自主活動の支援を図っていきます。

取組② 個人や地域の様々な学習活動への支援

図書館は、地域の情報拠点として、区民の学びと自立を支え、各館の専門性に基づいて、生活や地域の課題解決を支援します。また、区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料を収集・発信するほか、地域資料を電子化して提供します。

施策ウ 地域活動、見守り・支えあい推進

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成 32 年度(2020))
地域の活動に参加した区民の割合	27% (平成 27 年度(2015 年度))	35%
ボランティア登録者数	531 人 (平成 26 年度(2014 年度))	560 人
地域住民相互で見守りや支えあいの活動をしている割合	27.7% (平成 27 年度(2015 年度))	30%
いざという時に地域に頼れる人がいる割合	74% (平成 26 年度(2014 年度))	78%

取組① 町会・自治会への加入促進等、地域への参加や担い手育成の推進

地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や役員等活動の担い手を増加させるため、現在行っている転入時の町会・自治会の紹介等のほか、ホームページやデジタルサイネージ*等の媒体を通じての町会・自治会活動の広報の拡充や、SNS*等を活用した大学生等の若年層の町会・自治会のイベントへの参加などを推進していきます。

また、地域での課題解決に向けて期待される、住民の役割、担い手の発掘・育成、区の果たすべき役割等を位置付ける条例制定を検討します。

取組② 地域での課題を解決する活動の充実支援

地域での課題を解決する場である区民活動センター運営委員会*については、町会・自治会を核として、自主的な運営がなされ、地域の実情に応じて、様々な事業等を実施しています。

その活動が、より円滑かつ効果的に行われるよう、事務局職員への研修や制度の見直し等を行ない、取組の充実や地域団体、NPO、民間事業者等とコーディネートする力の向上など、必要な支援を充実していきます。

取組③ 要支援者の見守り等の強化

地域で見守りの必要な人には、町会・自治会等による近隣の見守り活動に加え、緊急通報システムの利用者の拡大やスマートフォンやケーブルテレビ等の双方向性を活用した 24 時間の見守りにより、より安心して暮らせるようにしていきます。

また、緊急通報への対応のための区役所内の夜間・休日の体制を強化し、迅速な対応を図るとともに、緊急時の近隣協力者を増やし、人的な対応の増加を図ります。

さらに、災害時避難行動要支援者*の個別避難支援計画*を作成し、支援者の拡充を図ります。また、避難支援計画と見守り対象者名簿を活用した支援のあり方を整理し、見守り・支えあい活動の拡充を図ります。

取組④ 身近な支えあい拠点の整備支援

高齢者の外出や交流を促進し、他者との関係づくり等を通して、孤立化や情報の不足を防ぐため、高齢者等が気軽に参加できる事業を増加させていきます。

取組⑤ 支えあい活動や公益活動の拡充

近隣による日常的な支援の拡大のため、町会・自治会等の支えあい活動団体への呼びかけ、事例周知等の支援等を行っていきます。

また、定期的な安否確認、入院時の対応支援、死後の手続き支援などを行う、一人暮らしや身寄りのない高齢者等の生活を支えるためのサービス提供の充実を図るため、担い手となる活動者、活動団体の掘り起し、育成等を行います。

さらに、地域で安心して住み続けるための、日常生活を支える公益活動を増加させるための支援を行います。

基本目標Ⅲ グローバルな展開を視野に入れたビジネスの活性化や、都市観光を推進し、中野のまちの都市の魅力を向上させ、地域経済の力を高める

基本的方向

- 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点づくりを進めます。
- 魅力にあふれ、来街者の絶えないまちづくりを進めます。
- 暮らしと交流の中心となる商店街振興を進めます。
- グローバルなビジネス・活動形成、産業活性化を進めます。

施策ア 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
中野駅の利用者数	428,947人 (平成26年度(2014年度))	460,000人
事業所の従業者数	122,290人 (平成26年(2014年))	128,200人

取組① 中野駅周辺都市再生プロジェクト

中野のシンボルとなる区役所・サンプラザ地区再整備をはじめ、交通結節機能の強化や回遊性向上をめざす中野駅地区整備、中野二丁目地区、中野三丁目地区、囲町地区等における市街地再開発や土地区画整理等の事業推進及び地区計画*に基づくまちづくりによって、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図っていきます。

また、歩行者デッキなどによる安全で円滑なユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進していきます。

取組② スマートな環境・防災都市づくり

中野駅周辺都市再生プロジェクトを中心とした低炭素まちづくりを推進するとともに、災害時にも有効に機能するエネルギーインフラの構築を行い、中野駅周辺エリアを災害時業務継続地区(BCD)*として整備していきます。

取組③ まちの魅力と価値を高めるエリアマネジメント*の促進

中野駅周辺や交流拠点*などにおいて、街並み景観のグレードアップ、まち全体のプロモーション活動、情報通信技術(ICT)を活用した地域情報や災害情報等の発信、治安・環境改善活動などを展開するため、エリアマネジメント*組織を育成し、まちの魅力と価値を高める取組を促進します。

取組④ 西武新宿線沿線・交流拠点*のまちづくり

新井薬師前・沼袋駅周辺については、地域住民や来街者が交流できる空間を整備し、駅から商店街へ、にぎわいが連続する整備を行います。駅前広場等の交通

基盤施設の整備により、乗り換え利便性の向上を図るとともに、交通基盤の強化や地域の防災性の向上により、安全・安心なまちの構築を進めていきます。

また、中井駅～野方駅間の連続立体交差事業^{*}に引き続く、野方駅～井荻駅間の連続立体交差化^{*}の早期実現を踏まえ、交通渋滞や踏切事故、地域の分断などの解消に留まらず、駅前広場など都市基盤の整備等、一体的・総合的にまちの魅力を形成していきます。

加えて、東中野駅西口整備に続き、東口の利便性・回遊性の向上をめざし、周辺住環境との調和を図りつつ、交流拠点^{*}としての機能を拡充していきます。

中野坂上駅周辺は、新宿副都心に近接していることに加え、羽田空港へのアクセスの良さといった立地条件を活かしつつ、土地・建物の有効利用を促進します。

また、交流拠点^{*}等において、Wi-Fi 環境など、様々な媒体の活用により、まち歩きを行う国内外からの来街者が、不自由なく必要な情報を得られるよう情報発信の充実を図ります。

施策イ 都市観光推進

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
中野区内全駅の利用者数	824,750 人 (平成26年度(2014年度))	867,000 人

取組① 中野の魅力・印象付けるイメージの確立、既存資源の発掘、魅力の発信

中野区を印象付けるマンガ・アニメや小劇場での演劇等のカルチャー、食文化や飲食店集積、文化・芸術活動等の中野らしさを基盤とした、新たな観光イメージを構築・浸透させ、訪問したい「まち」としてのブランドを確立していきます。中野の知名度や好感度を向上させ、来街者を増加させるために、中野区の魅力や観光資源、イベント情報等について、国内外に対しての積極的な発信を行っています。

また、中央線沿線を軸とした東京西部都市圏における自治体間の文化・産業連携を構築し、海外や訪日外国人に向けた面的な観光情報発信を行っています。

取組② 歴史・文化等資源の活用

哲学堂公園・歴史民俗資料館等を観光資源として整備し、その新たな価値を創造していきます。

中野駅からの回遊性、景観の向上などを通して、哲学堂公園を含む周辺地区の魅力を高め、様々な主体が取り組む観光イベントなどが開催されるなど、面としてのにぎわいを確保していきます。

また、認定観光資源^{*}の魅力を積極的に発信するとともに、歩いて楽しめるストーリー性のある回遊ルートづくり等、その活用を充実させていきます。

取組③ 都市観光活性化のための国際化対応・体制整備

都市観光に係る情報発信については、ホームページの多言語化に加え、海外の観光情報サイトへの投稿や各国のガイドブックへの掲載等、海外への働きかけを積極的に行っていきます。また、都市観光、日常生活の利便性の向上のため、区における案内サイン基準の策定、商店街等における多言語による案内表示設置等に向けた支援・誘導を推進していきます。

さらに、観光ボランティアなどの制度・人材育成や一定のルールに基づく安全安心な民泊*など多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。

取組④ 都市観光活性化のための情報通信環境の充実

来街者が快適にまちを楽しむために、Wi-Fi スポットの整備、区の観光情報・食情報などの配信、デジタルサイネージ*等を活用した観光案内表示の実施等、情報通信環境を活用した情報提供を充実します。

施策ウ 暮らしと交流の中心となる商店街振興

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
区内小売業の商品販売額	2,292 億円 (平成25年(2013年))	2,746 億円
買い物等で地元商店街を 週1回以上利用する人の 割合	—	25%

取組① まちづくり事業に連動した個店・商業集積の誘導

西武新宿線連続立体交差事業*による駅前広場整備、沼袋駅周辺の区画街路整備に伴う沿道と一体化したまちづくり、大和町まちづくりに伴う沿線商店街の活性化の促進など、まちづくり事業やその手法を活用して、地域コミュニティの核となる商店街の構築を促進していきます。

取組② 地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商業集積、施設の誘導

買い物だけでなく、医療・介護サービスや子育てサービスなど、生活に必要なサービスが満足されるよう商業集積、施設誘導を行っていきます。

また、地域の需要にあった店舗の新規参入支援、廃業店と新規出店者のマッチングや事業整理の支援など、転換支援を進めていきます。

取組③ 新たな商業空間の整備

区の都市観光施策やまちづくりに関する情報提供等を通じて、それら区事業と商店街事業との連携推進を図ります。

また、共同施設等の支援や店舗の共同化等の街並み形成等、商店街街区の環境整備事業を推進していくとともに、国際化対応の推進を支援していきます。

施策エ グローバルなビジネスや活動の形成

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
外資系企業数	18 社 (平成26年(2014年))	20 社
上場企業の本社数	17 社 (平成27年(2015年))	20 社
大規模企業数	244 社 (平成26年(2014年))	300 社
開業等によって新たに立地した事業所の割合	7.7% (平成26年(2014年))	10%

取組① 都市再生を軸としたグローバルビジネス拠点の形成

中野の立地特性や都市機能、文化などのポテンシャルを最大限に引き出し、グローバルに展開するビジネスの拠点として選ばれる都市づくりを推進していきます。

また、中央線沿線を軸とした東京西部都市圏における自治体間の文化・産業連携を構築し、圏域経済の活性化を図るとともに、海外や訪日外国人に向けたプロモーション、関連ビジネスのグローバル展開を促進します。

取組② 集客力と発信力のあるグローバルな都市活動基盤の構築

中野の活力の源泉となるイベントや個性的な文化をはじめ、多様なコンテンツの集客力と発信力強化に向けた活動基盤や推進体制を構築していきます。

取組③ 外国人にも暮らしやすい生活環境の整備

長期滞在の外国人に暮らしやすい、職住近接につながる最高レベルの生活空間を整備していきます。また、ビジネスや観光など短期滞在者への多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。

また、外国人居住者の医療、教育、生活環境の整備とともに、日常生活をサポートする機能の拡充を図っていきます。

施策オ 重点産業の振興と地域産業の活性化		
重要業績評価指標	基準値	目標値(平成 32 年度(2020))
事業所の従業者数	122,290 人 (平成 26 年(2014 年))	128,200 人
事業所の売上(収入)額	1 兆 3,888 億円 (平成 23 年(2011 年))	1 兆 6,140 億円
取組① 重点産業の振興		
ICT・コンテンツ*やライフサポート関連産業*については、ニーズや地域特性を踏まえたビジネスを創出するとともに、新たな事業支援のスキームを整備していきます。 また、産学公金の連携*により、新事業創出、起業・事業拡大に関する支援体制を強化するとともに、ビジネスフェアへの出展や同業種・異業種間のマッチングにより、区内事業者のビジネスチャンスを拡大し、重点産業の集積・発展を進めていきます。		
取組② 地域産業の活性化		
産学公金の連携*を強化し、研究成果・人材・資金・ノウハウなど、各々の強みを活かして、新規事業の立ち上げなどを支援していきます。 また、産業振興センターにおいて、区内中小企業のニーズに合わせて、ワンストップで課題解決をサポートする体制を強化するとともに、経営者や社員のスキルアップのためのセミナーなどを充実していきます。		

基本目標 IV 地方と都市の連携強化により、相互発展を図る**基本的方向**

- 多様な分野、多様な主体の参画により地方と都市の連携を進めます。
- 新しい暮らし方の選択肢につながる取組を推進します。

施策ア 交流事業、新しい暮らし方の推進

重要業績評価指標	基準値	目標値(平成32年度(2020))
なかの里・まち連携事業* における交流事業数	53 事業 (平成26年度(2014年度))	60 事業

取組① 連携事業の拡充・推進

なかの里・まち連携事業*、交流連携協定、被災地派遣・復興支援、姉妹提携協定等により、観光・体験、経済交流や環境に係る交流等を様々な主体により進めています。

これらを拡充するとともに、自治体間の交流の枠を超えた、住民同士の交流や生きがいの創出、民間活力を活用した様々な事業の推進をめざすため、連携自治体との産業・商業団体や、地域団体、教育機関、住民など、様々な主体の参画による連携強化を図っていきます。

取組② 連携自治体との経済交流の展開

連携自治体の生産者等と区内事業者・団体との交流を推進し、取引の推進や物流の仕組みづくりを進めていきます。

その一環として、区内で行われる大規模イベント等での物産展開催や生産者と区内事業者との交流会などを通じて、生産者と区内消費者、事業者の顔の見える関係を築いていきます。

これを踏まえ、その土地の名産品等の認知の拡大、より豊かな消費活動の促進を図ります。

取組③ 連携都市とのカーボン・オフセット*の推進

森林資源を保有するなかの里・まち連携自治体と連携して、現地の森林整備(植林・間伐支援)を行う「中野の森プロジェクト」等の活動で得られるCO₂の吸収量を活用し、カーボン・オフセット*を進め、環境配慮行動を促進します。

区民、事業者等が、区内に居ながらにして環境貢献できる「中野区環境基金」への寄付を通じた「中野の森プロジェクト」等への参加など、環境交流の取組を進めます。

取組④ 新しい暮らし方の推進

様々な地域との新たな連携を通じた相互発展の関係づくりを進め、東京を含めた各地域の活性化に貢献するとともに、人的な交流を踏まえた、ライフステージ*やスタイル*に応じた新たな暮らし形成の選択肢として、長期滞在や二地域居住*等の推進を図ります。

参考資料 用語の意味

本文中で *印を付けてある用語について、五十音順で解説を示します。

用語・語句	掲載ページ	解説
あ行		
ICT・コンテンツ 関連産業	26	ICT とは、「Information & Communication Technology」の略で、情報通信技術のことを指し、コンテンツとは、映像（映画、アニメ、TV番組）、音楽、ゲーム、書籍等の情報内容のことを指す。通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業などの他、デザイン業、著述・芸術家業、広告業、写真業、映画館や興行場・興行団など、ICT やコンテンツに関連する産業をいう。
意思疎通支援	18	障害者と障害のない人の意思疎通のため、手話通訳、要約筆記（点訳、代筆、代読、音声訳等を含む）の多様な方法による支援。区が行う事業としては、手話通訳奉仕員の養成、手話通訳者・要約筆記者の派遣がある。
一時預かり事業	14	乳幼児を養育している保護者が一時的に保育できない場合に、日中の保育を認可保育所等において行う事業。
一時預かり事業 （幼稚園型）	15	通常教育時間の前後や長期休業期間中に、希望する者を対象として実施している幼稚園の預かり保育のうち、子ども・子育て支援新制度に基づく事業。
一般就労	17	通常の雇用形態のことで、労働基準法などに基づく雇用関係による企業への就労のことを指す。これに対し、一般就労が困難な障害者のために、福祉的な観点から配慮された環境での就労で、障害者就労施設の利用者としての就労を福祉的就労という。
SNS	20	「Social Networking Service」の略。インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービスのこと。代表的なサービスとして、「ツイッター」、「フェイスブック」などがある。

用語・語句	掲載ページ	解説
エリアマネジメント	22	住民・事業主・地権者等による自主的な取組。例えば、住宅地では、建築協定を活用した良好な街並み景観の形成・維持や、広場や集会所等を共有する方々による管理組合の組織と、管理行為を手掛りとした良好なコミュニティづくりといった取組がある。また、業務・商業地では、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組がある。
か行		
カーボン・オフセット	27	区内での日常生活や事業活動に伴い排出し、削減努力をしても減らせないCO ₂ を、区外での植林や間伐などによるCO ₂ 吸収量で埋め合わせること。
区民活動センター運営委員会	20	区内 15 か所にある区民活動センターは、地域住民による地域自治の活動の拠点であることから、その運営に住民の意向が柔軟に反映されるよう、町会・自治会から推薦された方を中核に地域ごとに組織された運営委員会のこと。それぞれのセンターの運営方針の協議をはじめ、区が委託する地域の自治活動や公益活動の推進、地域団体の連携の促進について、地域特性を活かし創意工夫を重ねながら主体的な取組を進めている。
合計特殊出生率	4、8、9 10、12	合計特殊出生率は「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
交流拠点	22、23	中野区都市計画マスタープランの「まちの骨格」において、「まちの拠点」のひとつとして設定。交流拠点は、東中野駅周辺、中野坂上駅周辺、新中野駅周辺、新井薬師前駅周辺、野方駅周辺、鷺ノ宮駅周辺などを指し、商業・業務施設や交流など集いの場、地域に根ざした文化活動の場などの集積を図り、生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点として育成・整備していくこととしている。

用語・語句	掲載ページ	解説
子育て短期支援事業	14	保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設において子どもの養育を行う事業。宿泊を伴うショートステイと仕事等により夜間の養育を行うトワイライトステイがある。
子育てひろば	13	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
個別避難支援計画	20	災害時に一人では避難等が難しい方が、確実・迅速に避難できるよう、安否確認や避難の支援をする方を予め決めることを核とした避難支援に係る計画のこと。
さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	16	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅のこと。
災害時業務継続地区（BCD）	22	都市機能が集積しエネルギーをより高い密度で消費する拠点地区で、災害時に自立型のエネルギー源の確保により、エネルギーの安定供給を確保する地区。BCDは、「Business Continuity District」の略。
災害時避難行動要支援者	20	災害時に一人では避難等が難しく、安否確認や避難支援が必要となる方のこと。災害対策基本法の改正を踏まえ、要介護の方や障害者の方をはじめ、70歳以上の独り暮らしの方・75歳以上の高齢者のみ世帯の方など、支援が必要となると考えられる方々を平成26年度に「災害時避難行動要支援者名簿」として登載し、平成27年度から実態把握と個別避難支援計画*の作成のための訪問調査を進めている。
産学公金の連携	18、26	まちの発展や区内産業の活性化に向けて、民間企業やNPO（産）、大学などの教育研究機関（学）、国や都、区などの行政機関（公）、金融機関（金）が相互の強みを活かして連携することをいう。

用語・語句	掲載ページ	解説
た行		
地区計画	22	建築物の建築形態、公共施設などの配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる都市計画法に基づく制度。この制度では、地区レベルにおけるまちづくりを行うことを目的として、街区や住区を単位とした規制や誘導の取り決めを行うことにより、道づくり、家づくり、ルールづくり、景観づくりなどのまちづくりを総合的に行う。
超高齢社会	2、10	総人口に占める高齢者の割合が、高齢社会よりも高くなった状態をいう。明確な定義はないが、WHO では 65 歳以上の人口の比率が 21 パーセントを上回った社会をいう。高齢化社会：7～14%、高齢社会：14～21%。
デジタルサイネージ	20、24	屋外・店頭・公共施設などに、液晶ディスプレイやプロジェクターを設置して、広告や各種案内を表示するものを指す。従来のポスターや看板と異なり、通信ネットワークや電子媒体を利用することで、表示内容をリアルタイムで更新したり、複数の広告を配信したりすることができる。
東京シニア円滑入居賃貸住宅	16	東京都で定める一定の基準を満たす、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅のこと。
都市居住型誘導居住面積水準	15	世帯人数に応じて、多様なライフスタイル*に対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準。都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定している。
な行		
なかの里・まち連携事業	27	地方の都市と大都市（中野区）の両者が、お互いの強みを生かして弱みを補うことによって課題の解決をめざし、豊かで持続可能な地域社会をつくるため、これまでの自治体間交流の枠を越え、民間活力を利用した様々な連携事業を行う。

用語・語句	掲載ページ	解説
二地域居住	28	都市の住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。
認定観光資源	23	区が観光に益すると認定した、歴史・旧跡、自然・景観、食・特産品などの多様な地域資源。
認定こども園	15	保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育を提供する施設。認可形態により、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの類型がある。
ま行		
まな VIVA ネット	19	中野区が区民の生涯学習活動を支援するために、中野区内を中心に活動している生涯学習団体及び人材の活動内容などを紹介しているサイト。運営は文化施設指定管理者が行っている。
民泊	24	自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供すること。業として宿泊料を受けて人を宿泊させる場合、旅館業法上の許可が必要となる。
や行		
ユニバーサルデザイン	18、22	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をはじめからデザインし、ものやサービス提供などに配慮する考え方をいう。
要保護児童対策地域協議会	13	虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護のため設置する。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施している。

用語・語句	掲載ページ	解説
ら行		
ライフサポート 関連産業	26	少子高齢化の進展に伴い、今後ともニーズの増加や多様化が見込まれる産業で、健康・医療・福祉・介護、子育てや教育の支援、創業や就労の支援、地域課題の解決に資する事業など、人々の生活を様々な形で支え、日常の暮らしを豊かにするサービスや事業を展開する産業をいう。
ライフスタイル	11、12、14 15、28	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフステージ	11、12、15 28	年代別にみた生活状況をいい、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいう。
リノベーション	16	既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えたりすること。類似概念にリフォームがあるが、こちらは古くなったものを新築状態等に戻すことで、修復の意味合いが強い。
利用者支援事業	13、14	子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
連続立体交差事業/連続立体交差化	23、24	踏切が連続している鉄道の一定区間を、高架化または地下化することにより、多数の踏切除去や、道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現する事業をいう。本事業により「開かずの踏切」による踏切渋滞の大幅な解消、鉄道による市街地分断の解消、踏切事故の解消などが図られる。西武新宿線の中井駅から野方駅間の事業が着手されている。

27中政企第1760号

中野区まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成28年（2016年）3月発行

〒164-8501 中野区中野4-8-1

中野区政策室企画分野

電話 03（3228）8988 ファクシミリ 03（3228）5476

メールアドレス kihonkeikaku@city.tokyo-nakano.lg.jp